

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

令和元年10月9日
産業廃棄物課

1 令和3年度以降の産業廃棄物税のあり方の検討

福島県産業廃棄物税条例の附則において、令和2年度末を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、令和3年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討をするものである。

2 産業廃棄物税制度の経緯

循環型社会の形成に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきたが、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法が循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）を平成18年4月1日から施行した。

本条例については、施行から5年毎に2回の検証（平成22年、平成27年）を行い、いずれにおいても適用期間を延長し、現在に至っている。

3 税制度の概要

(1) 目的

ア 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。

イ 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等の施策をより一層推進する。

(2) 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

(3) 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(4) 税率

1,000円/トン

(5) 徴収方法

ア 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。

※ 特別徴収とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。

イ 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

(6) 課税の特例

ア 排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

イ 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

(7) その他

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物は課税対象としていない。

イ 産業廃棄物税は、本県が独自に導入した法定外目的税(※)である。

※ 特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税。

4 他道府県における税制度

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、平成31年8月現在で本県を含む27道府県が導入しており、東北地方では6県全てが導入している。

課税方式は、最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式(特別徴収方式)が本県を含む25道府県であり、排出事業者が年間排出量から税額を計算して県に直接申告納付する方式(事業者申告納付方式)は2県のみである。

税率は、全ての道府県で1トンあたり1,000円となっている。

なお、現在全ての道府県が見直しを経て制度を継続している。詳細は、別紙「他道府県における産業廃棄物税の概要」のとおり。

【税の仕組み図】

